



小山町告示第129号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を次のように告示する。

令和8年8月10日

小山町長 込山正秀



- 1 本籍・住所・氏名不詳、身長166cm～181cm（推定）、年齢40歳代～70歳代（推定）の男性。着衣は薄紫色長袖シャツ、白色ベルト付きズボン、白色股引、トランクス（色不明）

上記の者は令和8年4月28日午前11時7分頃、駿東郡小山町須走地先富士山須走口五合目南西図測2.3kmの地点で白骨死体が発見されました。死亡の日時は令和7年11月以前（推定）、死因不詳。

以上の遺体は、身元不明のため町が御殿場警察署から遺体の引渡しを受け、御殿場市小山町広域行政組合玉穂斎場において火葬に付し、遺骨は富士霊園に仮安置しました。心当たりの方は当町社会福祉課までお申し出ください。